

16 町のごみと資源に関する支援制度

①資源リサイクル事業

【リサイクル奨励】

子供たちに集団回収を通じて、リサイクルの大切さや環境意識の啓発を図る目的で、奨励金を交付しています。

- 対象団体・・・・・・・・町内の小中学校PTA、子供会などの地域的団体
- 対象品目及び奨励金・・・下表のとおり

対象品目		単位	単 価		
			町	環境保健協会	合計
古紙類	新聞紙	1kg	3円	2円	5円
	雑誌	1kg	3円	2円	5円
	ダンボール	1kg	3円	2円	5円
空き缶類		1kg	3円	2円	5円
空きビン類		1kg	3円	2円	5円



【分別収集奨励】

各行政区を対象に、ごみの減量化・資源化を奨励・推進するため、分別収集の徹底や排出品の質の向上等を目的に奨励金を交付しています。

- 対象団体・・・・・・・・行政区
- 対象品目及び奨励金・・・下表のとおり

対象品目	奨励金の算出根拠
紙類 ・新聞紙、段ボール、雑誌 雑紙類、紙パック等	・対象品目の売上金額の70%相当を世帯割額として、行政区に還元する。・・・A $(\text{行政区平等割}) + (\text{世帯割額} \times \text{世帯数})$ $30,000 \text{ 円} + (A \text{ 円} \times \text{世帯数}) = \text{奨励金}$
金属類 ・アルミ缶、スチール缶	
リターナブルびん ・一升瓶、ビール瓶	



②生ごみ処理機等設置補助金

家庭から排出されるごみの減量化推進のため、家庭用生ごみ処理機等を設置する人に補助金を交付しています。

- 対象者・・・甘楽町の住民（事業所内での使用及び事業系生ごみ処理を目的する場合を除く）
- 対象品目及び補助金・・・下表のとおり

対象品目		補助金等
電動式生ごみ処理機	乾燥式	・購入価格の2分の1の額（限度額3万円） ・1世帯1基を限度とし、買換えは補助金の交付を過去5年間受けていないこと。 ・申請時には、領収書と保証書の写しが必要
	バイオ式	
コンポスト式	130ℓ型	・個人負担金 600円 ・町環境保健協会にて商品を買換
水切り容器		・個人負担金 300円 ・町環境保健協会にて商品を買換



③甘楽町環境保健協会補助金

甘楽町環境保健協会では、町内の一般家庭から排出されるごみを適正に処理するため、各支部（行政連絡区）で設置する備品等について、住民の生活環境等の美化保全を図ることを目的に、予算の範囲内で補助金を交付しています。

- 対象団体・・・・・・町環境保健協会の支部（行政連絡区）
- 補助金・・・・・・補助対象備品等の購入価格の2分の1（上限額8万円）
- 補助金の交付例・・・ごみステーションの設置、カラス除けネット購入など



④廃食用油リサイクル推進奨励

甘楽町環境保健協会では、バイオディーゼル燃料（略称：BDF）の原料となる廃食用油を、町内の家庭や飲食店から回収する行政連絡区に奨励金を交付しています。

- 対象団体・・・行政連絡区の分別収集組織または行政連絡区が指定した団体
- 補助金・・・精製業者回収量（kg）×（1kg当たりの単価＋5円）に、活動費として1団体あたり年額5,000円（回収従事期間6か月未満は2,500円）を加算した額を交付
- 油の種類・・・植物性食用油に限る（菜種油、大豆油、コーン油、ごま油、サラダ油など）

